# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| | 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|---|
| 1 | 市庁舎の耐震対策は、市民が住民投票で判断した耐震改修を基本として、市が責任をもち市民の声を十分に聞く機会を保障しながら、駅南庁舎のなどの市の施設を有効活用してすすめること。 | 喫緊の課題とされる市庁舎整備について、これまでの調査検討の結果や議論の経過を踏まえ、専門的立場から客観的な視点で、庁舎が果たすべき役割及び機能並びに市庁舎整備の基本的な方策及び効果をはじめ、必要な事項について調査及び審議を速やかに行っていただくために、「鳥取市庁舎整備専門家委員会」を設置しました。<br>この委員会からの報告を十分受け止め、市民へあらゆる手段で情報提供を行い、委員会で議論いただく意見集約について、必要なものについて実施していきたいと考えています。<br>市議会と連携を取りながら、市民の意向をあらためて踏まえ、市庁舎整備の方針を今年前半に決定することが必要であると考えています。 | 庁舎整備局 |
| 2 | 市民のくらしと地元経済の実態を考慮し、「税と社会保障の一体改革」の制度変更による新たな国民負担とともに増税による重い負担につながる消費税引き上げをおこなわないように国に求めること。また、生計費は非課税を基本とし、消費税増税による市の公共料金への転嫁はおこなわないようにすること。 | 税と社会保障の一体改革は、社会保障の充実と財政健全化のために必要な制度であると認識しております。具体的な社会保障制度改革の議論を早急に行っていただき、併せて、社会経済情勢を的確に反映した社会保障や経済対策の充実強化が重要であると考えております。なお、市の公共料金への転嫁については、今後の国の動向を踏まえて、対応するものと考えています。 | 総務部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 3　早期の「発見・指導・治療」による市民の命・健康、そして国保料引き上げにつながる医療費増加の抑制のためにも、特定健診などの受診率やがん検診の検診率を大幅に引き上げるとりくみが必要である。そのために、 | | |
| ①　特定健診が導入された背景・制度の趣旨及健診制度の理念をふまえ、保健・医療・福祉の連携・役割分担をおこない、計画・目標の見直しと業務の改善をおこなうこと。 | 保健分野の強化による、医療・介護の給付の適正化が、さらなる高齢化に向け急務となっています。<br>そのため今後は、生活習慣病予防・重症化予防に重点を置いた保健指導の取り組みが重要と考えています。健診受診者増の取り組みとあわせ、保健指導体制の強化を行います。<br>平成２５年度は、鳥取東地域をモデル地区として、生活習慣病予防・重症化予防とそれによる医療費抑制を目指して、保健指導を重点的に取り組みます。 | 健康・子育て推進局 |
| ②　特定健診やがん検診の費用の負担軽減をおこなうこと。 | 現在、特定健診、がん検診の自己負担金は、市民税非課税世帯、生活保護の人を無料としています。<br>がん検診においては、働き盛りの節目年齢の人に対して、大腸がん・乳がんの無料クーポン券による検診を、若年層の節目年齢の人に対して子宮がん検診を実施し、一人でも多くの人に受診していただけるよう費用の負担軽減を行っています。<br>また、特定健診におきましても、平成２４年度から受診料金を１，５００円から５００円に負担を軽減するとともに、節目年齢の人に対して無料クーポン券による検診を実施しているところです。 | 健康・子育て推進局 |
| ③　インフルエンザの予防接種の負担軽減をおこない、市民の健康保持・医療費抑制をすすめること。 | インフルエンザ予防接種につきましては、死亡・重症化のリスクが高く、予防接種法に基づき国が定める定期接種対象者（６５歳以上の方と６０～６４歳での一定の障がいを有する方）に対しインフルエンザ接種費助成を行っています。<br>なお、本年度全国市長会中国支部、県市議会議長会、県に対し、６５歳未満の重症心身障がい者及び重症心身障がい児を定期接種対象者とするもしくは新たに補助制度を創設する等何らかの措置を講じていただく旨の要望書を提出したところです。 | 健康・子育て推進局 |
| ④　保健師などの専門職員を増員し、健診・受診への動機づけを強めること。 | 今後の保健師の業務として、生活習慣病予防・重症化予防に重点を置いた取り組みを実施します。健診受診者を増やすための取り組みも、その中の重要なものの一つと考えています。<br>具体的には、鳥取東地域をモデル地区として、生活習慣病予防・重症化予防とそれによる医療費抑制を目指して重点的に取り組んでいきます。<br>この取り組みのため、平成２５年度には保健師（任期付職員）２名を採用する予定です。また、今後の保健師など専門職員の体制については、モデル地区での取り組みを検証しながら検討していきたいと思います。 | 総務部<br>健康・子育て推進局 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 4　生活保護が受給できる水準でも制度を活用している人は２割程度といわれている。最近の生活保護への批判は、当事者の声を聞かず、生活実態を無視しておこなわれている。生活保護の制度の改善と自立へのあらたな支援制度、きめ細かな支援と人員配置が求められている。 | | |
| ①　警察官ＯＢは、その経験を生かすことにはならず、経済的な困窮で諸々の困難をもつ市民の相談・援助の業務にはふさわしくないので、配置はしないこと。必要なケースワーカーの増員をおこない、自立と就労への援助を強めること。 | 【福祉保健部】<br>　警察官ＯＢの配置は、暴力団員等による恫喝、脅迫等を伴う悪質な不正受給に対して有効な一つの方策と考えます。今後、導入した他都市の状況を参考にしながら、本市としても警察官ＯＢの配置について研究したいと考えています。<br>【総務部】<br>　また、昨今の生活保護世帯が急増している状況を踏まえ、平成２５年度の定期人事異動に向けては、ケースワーカーと就労支援相談員の増員を計画しています。 | 総務部<br>福祉保健部 |
| ②　法外援助の見舞金(盆・年末の手当)は、市民を激励支援するものであり、財政的な理由による削減廃止はおこなうべきではなく、国の水準の低さこそ問題であり、改善を求めること。 | 　見舞金制度については、廃止あるいは廃止を検討している自治体がほとんどです。<br>　現在国において、生活保護制度の大幅な見直しが行われているところであり、このような動きも参考にしつつ、本市としても見舞金制度を見直すこととしています。 | 福祉保健部 |
| ③　生活保護の基準引き下げは、国の諸制度など国民生活に多大な影響を与えるため、おこなわないように求めること。 | 　生活保護の基準については、国の専門機関で根拠数値を基に、慎重に審議され決定される仕組みになっています。他の諸制度の影響については、現在国で検討がなされておりますので、本市としては、その動向を注視しているところです。 | 福祉保健部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 5　一般会計からの繰り入れを増やし、国保料を引き下げること。また、国保法による一部負担金減免制度の対象基準を緩和し、安心して医療にかかることができるようにすること。 | （１）一般会計からの繰入を増やし国保料を引き下げること。<br>国民健康保険会計の一般会計からの繰入は、平成２３年度決算では１５億８千万円程度となっていますが、この額には国の基準に基づくものだけでなく、小児特別医療等の実施に伴い、国が減額する約８千万円の補てん分も含まれています。これに加えて本市では、国保会計の中で保険料収入が不足し、収支不足が生じる場合は、不足分の２分の１について一般会計から法定外繰入することとしています。<br>今後、多額の医療給付が必要となる高年齢層の増加が明らかであり、制度運営も困難をきたすことも予測され、国保料を引き下げる状況ではありません。<br><br>（２）一部負担金減免制度の対象基準を緩和すること<br>国民健康保険法第４４条に規定する一部負担金の減免は,保険料の滞納が無い事を条件として災害などの特別な事情がある方に対して負担軽減を行っています。平成２３年には、東日本大震災が発生し、これに対する基準を付加したこともあり、今後も、自然災害などの特別な事情や国保会計の状況を踏まえながら運用していくことが必要であると考えています。現在のところ、「減免対象者の拡大」「滞納者の適用廃止」などの一部負担金減免制度の対象基準の変更は考えておりません。 | 福祉保健部 |
| ①　国保運営の広域化は、国保料が引き上げされたり、市民の声が届かなくなるので、認めないようにすること。 | 全国市長会では、国に対して医療制度改革等に関する決議を提出しております。その中で運営主体について、「医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実施するため当該施行時期を明確に示すこと」を求めてきています。<br>本市としては、国保広域化は国保料の引き上げに直結するものではなく、むしろ国民健康保険が安定した持続可能な制度として存続することにつながるものであり、全国市長会と同様に広域的な運営は必要であると考えています。 | 福祉保健部 |
| ②　保険料滞納を理由とする国保事業における制度の活用制限は、中止すること。 | 国民健康保険制度は、加入者相互で保険料を負担し合いながら運営する制度であることから、保険料を財源とする特別な措置には、保険料の滞納が無い事を条件としています。<br>被保険者の納付した保険料の公正・公平な使用、本市の国保会計の安定的な運営という観点から、この条件については今後も継続する必要があると考えております。 | 福祉保健部 |
| ③　無料低額診療事業に院外薬局代を対象とするように国に求めること。 | 無料低額診療事業は、社会福祉法第２条第３項第９号に基づく事業です。<br>現在の医療では医薬分業による院外処方をほとんどの医療機関が行っているため、この事業による診療を行っても、保険薬局での薬剤料の個人負担金が発生します。<br>無料低額診療事業を院外処方の保険薬局の薬剤料まで広げることは、薬剤料も当然医療費の一部であることも明確であるので反対すべき問題でないですが、法律の目的からして、市行政として要望していく問題ではないと考えます。 | 健康・子育て推進局 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 6　高齢者福祉のために、介護保険制度が真にいつでも利用できる介護サービスと市民の負担軽減のために、次の点を求める。 | | |
| ①　予防給付の切り下げにつながる「介護予防・日常生活支援事業」は実施しないこと。 | 要支援と非該当を行き来するような高齢者に対して、総合的で切れ目のないサービスの提供だけでなく、配食や見守りなどの生活支援、権利擁護などの介護保険外のサービスも併せて実施できることから、地域の実情に応じて、今後当該事業を検討していきたいと考えています。 | 福祉保健部 |
| ②　介護保険会計における国庫負担の割合を拡大するように国に求めること。<br>また、財政安定化基金の国拠出分を各市町村の介護保険料軽減のために使うように求めること。 | 国庫負担割合の拡大を国へ要望することについては、制度の根幹にかかわる事項であり、今後慎重に検討していきたいと考えます。<br>財政安定化基金への国拠出分を市町村へ交付するよう要望することについては、現在のところ考えておりません。 | 福祉保健部 |
| ③　特別養護老人ホーム増設に取り組むこと。また、入所サービスのショートステイに緊急的な利用ができるように施設を増設すること。 | 第５期計画期間中に特別養護老人ホーム１４０床を整備することとしており、それに併せて短期入所生活介護が整備されるよう事業者へ働きかけていきたいと考えています。なお、本市では、「通い」を中心として「泊まり」「訪問」を組み合わせて行う地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護を在宅生活継続支援を行うための仕組みと捉え、市内全域に整備を進めてきたところです。（平成２４年１２月末現在３０カ所） | 福祉保健部 |
| ④　孤独死をなくすために、水道局・電力会社・ガス会社など関係者との連携の強化を図り、訪問活動や見守り活動など緊急時の対応と生活支援に全力を尽くすこと。 | ひとり暮らし高齢者等の見守り支援の取り組みとしましては、高齢者のみの世帯などへ通報装置を設置する「安心ホットラインサービス」、ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が定期的に訪問し安否確認などを行う「愛の一声運動」、さらに、地区社会福祉協議会や民生・児童委員と連携し、地域の福祉活動を推進する「となり組福祉員」などの活動を推進しています。加えて、本年１１月に、市の福祉部局と電気、ガス、水道事業者等で構成する「孤立死防止に係るインフラ事業者と福祉関係部局との連絡協議会」を開催し、孤立死防止について共通課題の認識を行いました。<br>今後も、関係機関等と情報を共有し、連携・協力できる体制づくりを進めてまいります。 | 福祉保健部 |
| ⑤　要望が強い高齢者バス運賃優待制度の回数券の割引を復活させること。 | 本事業は、高齢者の閉じこもり予防やバス利用の促進を目的としているものです。<br>回数券の場合、一部の方には有利となる場合もありますが、定期券の場合は、乗れば乗るほどお得となり、回数券より、より一層閉じこもり予防やバス利用の促進に効果があり、本事業の趣旨に合致するものと考えています。現在のところ、回数券の割引を復活させることは考えておりません。 | 福祉保健部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 7　障害者・難病疾患の方への費用負担とサービスの改善・充実のために、次の点を求める。 | | |
| ①　障害者自立支援法を恒久化した障害者総合支援法ではなく、障害者の人たちの総意でつくられた総合福祉法の「骨格提言」を尊重し、「障害者総合福祉法」の制定を求めること。 | 平成２５年４月１日から「障害者総合支援法」が施行されますが、障害福祉サービスのあり方などの重要な事項については、法施行後３年を目処に検討が加えられ、所要の措置を講ずることとされています。<br>本市では、これまでにも国や県に対して、法整備に当たっては、障がい当事者や関係者の意見やニーズを踏まえつつ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような制度としていただくよう要望しております。 | 福祉保健部 |
| ②　法人化に移行できない小規模作業所については、来年度以降の助成復活をすること。 | 本市では、これまで小規模作業所に対して、平成２３年度末を期限として、障害者自立支援法による新事業体系への移行をお願いしており、その間、県と協調して運営費の助成を行ってきました。<br>この結果、本市の小規模作業所は、平成２４年度においては、すべて障害者自立支援法による新事業体系の事業所に移行いたしております。 | 福祉保健部 |
| ③　医療費負担軽減のために、対象者を拡大して制度を充実すること。 | 障害者医療費助成制度は、重度の障害の方に対しては県と市が協調して助成を行っております。また、中・軽度の障害のある方に対しては市独自の助成を実施しております。本市制度は障がいの程度に応じて、段階的に負担の軽減を図り、全ての障がい者世帯に配慮した仕組みとなっており、県内他市町村と比較しても充実した制度になっております。 | 福祉保健部 |
| ④　「ＪＲ運賃割引制度」やバス運賃の割引制度を精神障がい者も適用するように求めること。 | 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引については、各事業者の自主的な判断に基づいて行われているものであり、ご要望のＪＲ運賃の割引につきましても、これまでに国土交通省から各事業者に対し、精神障がい者への割引適用について働きかけを行っております。<br>また、内閣府の障がい者制度改革推進会議において、精神障がい者に対するＪＲ運賃の割引等につきましても議論がなされているところです。<br>本市としては、これらの議論等の今後の経過を見守っていきたいと考えています。<br>なお、バス運賃の割引については、県内のバス事業者におかれては既に取り組みを行っておられ、県内の一般の乗合バス路線に限り、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方について、ご本人のみ５割引となっています。 | 福祉保健部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 8　子育て支援が、経済情勢と未来社会のために重要となっている。次の改善を求める。 | | |
| ①　現行の保育制度を守り、保育園の増設および環境整備（人的・物的）に取り組むこと。 | 平成２４年８月に公布された子ども・子育て支援法では国の子育て支援の施策推進に当たり、「子ども・子育て会議」が設置されることとなっています。本市はこの会議における協議内容等を注視しながら施策推進に当たっていきたいと考えております。保育園の施設・環境整備は引き続き取り組んでいきます。 | 健康・子育て推進局 |
| ②　小中学校３０人以下学級の対象学年を拡大すること。放課後児童クラブは保護者会運営ではなく市が責任を持って運営すること。 | 小学校３０人以下及び中学校３３人以下の少人数学級の拡充については、国及び県に対して引き続き要望していきます。<br>放課後児童クラブについては、平成２４年６月末に保護者会運営に関するアンケートを実施するとともに、全クラブを巡回し詳細な状況の聞き取りを行いました。その結果、特に問題がないとの回答が多く、保護者会運営が定着しているものと考えています。<br>ただし、クラブによっては、会計業務、雇用・労務管理等に関する問題もありました。今後、これらについて放課後児童クラブ連合会と改善策を協議し、より円滑な運営につながるよう取り組んでいきたいと考えています。 | 教育委員会 |
| ③　近年の厳しい経済状況のなか、医療費助成は完全無料化をおこなうこと。 | 子育てに伴う医療費の負担軽減のため、県と市が協調して、小児特別医療費助成制度を実施しています。　助成対象者については、段階的に拡大してきており、平成２３年度には、従前の小学校就学前から中学校卒業まで大きく対象年齢を引き上げ、制度の充実を図ったところです。<br>本来、子育て支援のための医療助成制度は、少子化対策の一環として国の責任において実施することが適切な事業と考えており、これまでも、本市の重点要望として、国や県に対して、その実施を求めてきているところですが、国は、本医療助成事業の実施市町村の国民健康保険への交付金を引き続き減額している状況にありますので、窓口負担の無料化など、さらなる充実に取り組める状況ではないと考えます。 | 福祉保健部 |
| ④　子どもの成長にとって重要である出産後の１ヶ月健診を無料化すること。 | 産後１か月の健診は、重要であると認識していますが、妊婦や乳幼児健診の助成については、県内で統一した基準を設けて実施していることもあり、今後、県と連携しながら１か月健診の無料化を検討することも考えられます。しかし、厳しい財政状況を考慮すると、現時点では実施困難と考えます。<br>なお、本市では平成２３年２月から、妊婦届をされた妊婦を対象にアンケート調査を行っており、その中で「経済的不安がある」と答えられた方に対しては、子ども発達・家庭支援センター職員が個別に相談を受け、必要に応じ就労支援や生活福祉課へつなげる等、安心して出産や子育てができる環境づくりに努めているところです。 | 健康・子育て推進局 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| | 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|---|
| 9 | 一般世帯向けの住宅リフォーム助成制度は、地元業者の仕事おこしと地域経済の活性化を図る観点から、工事規模金額は10万円以上にし、希望者が多い場合は補正予算を組むこと。 | 本年度の応募状況を見ますと、一定規模以上のリフォーム工事が主流となっていることから来年度も助成対象とする工事金額は同額とする予定です。引き続き市内業者による施工を助成の条件とすることで、地域経済の活性化を図っていきたいと考えています。<br>また、今年度の助成については希望者の多くが制度を知る前から工事予定があった方で占められており、一層の経済効果を発揮するため、早い時期からの周知に努めてまいります。予算規模等のあり方については、制度の一層の周知に取り組む来年度以降の応募結果を踏まえたうえで検討したいと考えています。 | 都市整備部 |
| 10 | TPPは国の食料自給率50%の政策とは反するものであり、農業を破壊するものである。<br>また、公共工事、保険、医療、製薬産業など様々な分野にも多大な被害をもたらすものである。国に対し、TPP参加断固反対の意思を表明し、緊急に要請をおこなうこと。 | ＴＰＰ交渉参加について、本市では、平成２２年１２月２８日付けで内閣総理大臣等に意見書を提出するとともに、平成２３年２月２０日にＪＡグループ主催のＴＰＰ交渉参加反対鳥取県民大会では、交渉参加に反対の立場を表明してきました。<br>ＴＰＰへの参加は、安価な農産物の大量輸入による本市農業への悪影響が懸念されるとともに、将来にわたる食の安全・安心と食料の安定供給の確保、食料自給率等の観点から大いに問題があると考えています。<br>今回、ＴＰＰに関する自民党の公約では、「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対する。」となっており、交渉参加の条件に関する安易な妥協をすることがないように、本市としては、引き続き、国の動向を注視しながら、国に意見を述べるなど必要な対応をしていきたいと考えています。 | 農林水産部 |
| 11 | ごみの減量化の拡大強化に取り組み、広域組合に対して目標と計画を持つように要請すること。広域化による大型可燃物処分場建設は中止し、複数の小規模施設に見直すこと。 | 東部圏域の各市町は、ごみの減量化に積極的に取り組んでいます。東部圏域のごみの減量化の目標と計画については、東部圏域の各市町及び鳥取県東部広域行政管理組合で策定している「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に定めているところです。<br>新しい可燃物処理施設の建設は、ごみ処理広域化実施計画に基づき東部圏域に１施設建設する計画です。経済性や効率的な熱回収、ごみ質変動への対応及び排ガス対策等の優位性を総合的に判断し、広域化処理することが適切であると考えており、環境負荷が大きい小規模施設を複数設置する考えはありません。<br>また、東部広域では、施設規模について、構成市町のごみの減量化の状況等を踏まえ、再度見直すこととしています。 | 環境下水道部 |
| ① | 可燃ごみの４割を占める事業系ごみの減量化対策を強めること。 | 事業系ごみの減量化については、「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度」を中心として、引き続き啓発に努めます。 | 環境下水道部 |
| ② | 段ボールコンポストの普及を強めるために、積極的な対策をとること。 | 段ボールコンポストの普及につきましては、自治会や公民館、婦人団体等を中心に積極的な働きかけに努めます。 | 環境下水道部 |
| ③ | 家庭ごみのリバウンド現象をおこさせないために、さらなる対策強化をすること。また、原価より高いごみ袋代は引き下げること。 | リバウンド現象がおこさせないよう減量化について引き続き普及啓発に努めます。<br>ごみ袋代については、料金水準について検証するため、本市環境審議会に諮問を行い、「平成２７年３月３１日まで現行手数料を据え置く」という答申を平成２４年４月に頂いたところです。なお、２７年４月1日以降の手数料については、適正な時期に再度検証するよう付帯意見が付いております。 | 環境下水道部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 12　昨年３月の福島原発事故は、放射能汚染による時間的、空間的、社会的な影響が深刻で重大なことが明らかになった。鳥取県から原発の再稼働はしないで、原発ゼロをめざし、自然再生エネルギーの普及・促進を強力に推進するために、次の点を求める。 | | |
| ①　国・中国電力に対し島根原発を再稼働しないこと（１号機は廃炉、２号機のプルサーマル計画の撤回し、廃炉計画をつくること、３号機は建設・運転の中止）を要請すること。 | 島根原発再稼働並びに建設再開に関しては、現在のところ議論する段階にはなく、その前提条件として、福島第１原発の事故原因が徹底検証されること、将来の電力の安定供給のための新たなエネルギー政策が明らかにされること、原発に関する新たな安全基準が確立されること、事故発生の際の実効性のある避難行動計画が策定されることなど、国の全面的な責任のもとに国民的議論を尽くす必要があるものと考えております。 | 企画推進部 |
| ②　また、国と中電に対し自然エネルギーの普及と促進に本格的にとりくみ、電力の安定供給に全力を尽くすようにもとめること。 | 鳥取県が平成２３年１２月２５日に中国電力（株）と「再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書」を締結し、県と中国電力（株）は再生可能エネルギーの導入拡大について相互に連携していくこととしていることから、あらためて本市が中国電力（株）に自然エネルギーの普及等を求めることは考えておりません。 | 環境下水道部 |
| ③　鳥取市としても雇用創出と地域の活性化に資する自然・再生エネルギーの普及と開発に計画目標を設定して積極的に取り組むこと。<br>□市の公共施設を利用した太陽光発電の設置をすすめること。<br>□中山間地の活性化に役立つ小水力発電をすすめること。<br>□市民と事業者との協働で計画づくりと事業推進をおこなう「再生エネルギー自給都市とっとり」にふさわしいまちづくりを目指すこと。 | 【経済観光部】<br>鳥取市スマート・グリッド・タウン構想の推進では、平成24年度に若葉台地区実証事業を本格稼動し、太陽光発電と「とっとり型植物工場」や「お隣同士エネルギー融通システム」などを合わせた「鳥取発エネルギーの地産地消」の実証に取組んでいます。<br>また、「快適・環境都市　鳥取」雇用創造プランにおいて、空き店舗を活用した「まちなか植物工場」の実証などに取り組んでおり、これらの実証結果をもとに、この取り組みを市内の他地域へ展開していくこととしています。<br>また、エネルギーの地産地消を推進する再生可能エネルギー（太陽光、小水力、バイオマス等発電）利活用についても関係機関と連携を図りながら取り組んでおります。<br>これらの取り組みにより、新たなビジネスモデルの全国発信と民間による環境・エネルギー分野への投資促進を図り、産業振興、雇用の創造につなげていくこととしています。<br>【環境下水道部】<br>現在、市有地を利用した太陽光発電や小水力発電等クリーンエネルギー施策について、職員の庁内検討会議を発足して、導入について検討しているところです。また、青谷町内の市有地において太陽光発電施設の設置を具体化するよう協議を進めています。<br>自然エネルギーを利用したまちづくりについては、鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中で最も重要な柱に位置付けています。住宅用太陽光発電設備の助成や、大規模太陽光発電の導入に向けて取り組んでおり、今後もこの取り組みを推進していきます。 | 経済観光部<br>環境下水道部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| 13　総合支所の権限の保障と職員の増員をおこない、防災対策と住民サービスの確保すること。 | 総合支所は、①地域振興、②地域防災、③市民サービスといった、各地域の基礎的な行政サービスを提供する拠点として重要な存在であり、それぞれの地域が抱える課題解決のためにも重要な役割を果たしております。<br>職員定員適正化計画に基づき職員数を削減していく中、効果的な業務の執行体制について検討を重ねながら、限られた職員を効率よく配置し、住民サービスの向上に努めてまいります。<br>また、特に大規模災害については、今年度中の策定を目指しているＢＣＰ計画の中で、対応に必要な職員の配置体制を明らかにすることで、新市域においても災害対応で人員不足が生じないよう配慮してまいります。 | 総務部<br>防災調整監 |
| ①　投票所への送迎をおこない、市民の選挙権を保障すること。 | 投票所への送迎バスについては、平成２２年の参議院議員通常選挙の直前に、運行の経費を国が負担するという通知がありましたが、公平な便宜供与のための明確な運用基準が未だ示されていません。また、平成２４年５月２０日実施の住民投票で期日前投票所へバス運行した際、利用者が極めて少なかったことから、今後の研究課題と考えています。 | 選挙管理委員会 |
| ②　合併地域・中山間地域でのバス路線の廃止や減便に対して、代替措置を取ること。 | 路線バスの維持が困難な中山間地域では、乗合タクシーの運行、市によるバスの運行、ＮＰＯ法人等によるバスの運行（過疎地有償運送）といった、その地域の実情や特性に応じた運行サービスを導入をすることにより生活交通の確保を図っています。<br>今後においても路線バスの維持、及び維持が困難な地域においては代替手段の確保を図ってまいります。 | 都市整備部 |
| ③　証明書等の宅配サービスは、対象地域の拡大など実効性あるものに改善すること。 | 引き続き周知に努めるとともに、要望等を勘案し検討を行いたいと考えます。 | 総務調整監 |
| 14　いま、地域の雇用状態はかつてなく深刻であり、市民生活にとどまらず地域社会と自治体にも大きな影響を与えかねない。次の対応を求める。 | | |
| ①　三洋CEBUと関連会社に対し、労働者全員の雇用維持を求めて引き続き交渉すること。<br>労働者への説明を十分におこない、法令違反となる配置転換強要や早期退職勧奨をしないこと。県外関連会社出向者についても、三洋CEBU労働者と同等に扱うこと。以上を、県や労働局と連携しながら取り組むこと。 | 三洋電機㈱などの離職者はもとより、新卒未就職者などへの支援を一層強化し、労働局や県と連携しながら地元就職・人材確保の取り組みに全力を挙げていくこととしており、雇用のマッチング支援、雇用促進奨励金などの企業への支援、市の既存施策の充実などに取り組むこととしています。 | 経済観光部 |

# ２０１３年度　共産党　予算編成についての申し入れ　回答

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 | 担当部 |
|---|---|---|
| ② 三洋CEBUの労働者をはじめ、下請け企業とその労働者の相談窓口の設置にとどまらず、再就職や生活支援を積極的におこなうこと。 | 鳥取市無料職業紹介所では、「鳥取市求人・求職データベース」を活用し、事業再編に伴う離職者をはじめ一般求職者・新卒大学生などへの就職支援を専門の雇用アドバイザーが中心となり、実施しているところです。<br>生活支援については、生活保護受給者に対する就労支援員を生活福祉課に配置し、再就職支援を行っています。 | 経済観光部 |
| ③ 雇用確保対策に生かすために若者の就労・生活実態を調査し、若者が定住できる対策(労働、暮らし、住宅、教育、子育て支援)を総合的におこなうようにすること。 | 【経済観光部】<br>市内大学生の大部分の学生が就職のために市外へ流出している現状にあり、今後、多数の求人が見込まれる誘致企業や、市内の既存企業が求める人材を市内外から幅広く確保するため①コーディネーターを県外事務所に配置、②UJIターン若者就職奨励金、③地元大学等就職奨励金、④市内企業の情報を発信、などの事業を行う「企業が求める人材確保推進プロジェクト」に取り組んでまいります。<br>【企画推進部】<br>本市では、若者会議や若者のための鳥取塾の開設、鳥取市若者定住促進事業補助制度の創設などを行い、次代を担う若者の育成、若者の市政への参画、若者のまちづくり活動の支援などに積極的に取り組んでいます。<br>また、このように若者活動の活発化を目指し、若者が住みやすいまちづくりに取り組むことはもちろん、平成２５年度からは、地元大学等就職奨励金制度を創設し、地元大学や地元私立専修学校卒業生の地元就職を促進することとしています。<br>本市のまちづくりにとって若者の力は不可欠であり、今後とも若者にとって魅力あるまちづくりを行い、定住促進に積極的に取り組んでいきたいと考えています。 | 企画推進部<br>経済観光部 |
| 15 円護寺トンネル付近の側溝の整備をおこなうこと。 | 市道天徳寺通りの側溝修繕事業は、事業費が多額となるため、国の社会資本整備総合交付金事業での対応とし、整備計画に掲げていますが、平成２５年度は、①継続事業かつ平成２５年度完了事業、②国、県との関連事業、③他事業の負担義務額として行う事業、④災害防除関連事業を優先することとしています。<br>このため、当該事業につきましては、平成２６年度以降の実施となる予定です。 | 都市整備部 |
| 16 湖山の用水路のふたの整備を早急におこなうこと。 | 市道湖山地下道線の側溝改良事業は、通学路の安全確保のための事業として平成２５年度に実施する予定です。 | 都市整備部 |
| 17 くる梨の運行コース（赤バス）を「高砂屋」前を経由できるように変更すること。 | 鳥取市１００円循環バス「くる梨」は、１周を約３５分で周回し、２０分間隔で運行するという基本的な考えで運行しています。平成１６年１月の本格運行から７年が経過し、昨年度は約３０万人の方にご利用いただいており、利用が定着してきたと考えております。<br>赤コースで高砂屋前を運行するルートに一部の便を変更した場合、現在のバス利用者に影響が出るため、既存のバス停利用地域の方と協議を進める必要があります。<br>今後、運行事業者やバス停利用地域と協議をし、実施できるかどうか検討及び調整を行います。 | 都市整備部 |